

配食サービス

問合せ先 → 長寿介護課

おおむね65歳以上のひとり暮らし・高齢者世帯、昼間独居世帯等で、安否確認が必要で調理困難なかに栄養バランスの取れた食事を定期的にご自宅へお届けします。また、健康状態に不安があれば関係機関へ連絡するとともに自立生活を支援します。

利用食数	週2食まで（市が低栄養と認めた人は週3食まで） 1食510円（市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯は1食410円）
利 用 料	※住民票上は別世帯であっても、同居者がいる場合は同居者の市町村民税の課税状況によって利用料が変わることがあります。

利用希望者は事前に担当のケアマネジャーへご相談ください。ケアマネジャーと契約をされていないかたは、次の地域包括支援センターへご相談ください。

担 当 小 学 校 区	地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 名	電 話
清溪・忍頂寺・山手台	清溪・忍頂寺・山手台 地域包括支援センター	649-1808
安威・福井・耳原	地域包括支援センター 天兆園	640-3960
豊川・郡山・彩都西	地域包括支援センター 常清の里	641-3164
太田・西河原・三島・庄栄	地域包括支援センター エルダー	631-5200
東・白川	東・白川 地域包括支援センター	636-8686
春日・郡・畑田	春日・郡・畑田 地域包括支援センター	646-5685
沢池・西・春日丘・穂積	地域包括支援センター 春日丘荘	625-6675
茨木・中条	茨木市社会福祉協議会 地域包括支援センター	627-0114
大池・中津	大池・中津 地域包括支援センター	697-8067
玉櫛・水尾	玉櫛・水尾 地域包括支援センター	652-5810
玉島・葦原・天王・東奈良	地域包括支援センター 葦原	636-8000

面接の後、配食サービスが必要となった場合は、次の事業所からご自宅へお届けします（平成31年4月1日現在）。住所ごとに担当の事業所が決まっています。

事 業 所 名	所 在 地	電 話
デイサービスセンター静華苑	見付山一丁目11番1号	625-9801
葦原老人デイサービスセンター	新和町21番27号	637-2774
デイサービスセンター常清の里	清水一丁目28番22号	641-3151
西河原老人デイサービスセンター	西河原二丁目17番4号	621-1343
庄栄エルダーデイサービスセンター	庄二丁目7番38号	631-5151
デイサービスセンター天兆園	安威二丁目10番11号	640-3965
春日丘荘デイサービスセンター	南春日丘七丁目11番22号	625-6511
デイサービスセンターけいあいの里	目垣三丁目12番5号	630-1515
南茨木老人デイサービスセンター	東奈良三丁目16番14号	632-0152
茨木特別養護老人ホーム ラガールデイサービス	大字安威12番地	648-1500
障がい者地域支援センターあゆむ	豊川三丁目3番24号	643-6612

○ 平成 31 年度(2019 年度)からの配食サービスの実施内容の変更について

1 変更概要

国の方向性として、健康寿命の延伸に向け、地域高齢者等の低栄養予防など各地域や高齢者の特性に応じた食生活改善を図ることが求められており、フレイル対策としての配食が期待されていることを踏まえ、これまで安否の確認に重点をおいて実施してきた本事業において、市として今後は安否確認に加え、低栄養の方の栄養改善をより重視した内容に変更していきたいと考えている。

2 変更内容

- ・平成 31 年 4 月 1 日以降に申請をした新規利用の方については、利用回数の上限を週 3 食までから週 2 食までに変更する。ただし、低栄養と認められる方については週 3 食まで利用できるものとする。
- ・平成 31 年 3 月 31 日までに申請をして週 3 食で利用している方については、そのまま週 3 食利用できるものとする。
- ・平成 31 年 3 月 31 日までに申請をして週 1 食または週 2 食で利用開始している方について、平成 31 年 4 月 1 日以降に利用回数の変更で週 3 食を希望される場合は、低栄養と認められる方のみ変更可能とする。
- ・低栄養と認められた方については、利用開始時及び数か月毎に市の管理栄養士がモニタリングを行い、利用者本人に栄養指導や助言を行う。

3 市が栄養指導の対象とする低栄養の基準と判断の手法

- ・本事業において市が低栄養と判断する基準
BMI 値が 20.0 以下かつ直近の半年間で体重が 2 kg 以上減少している方。
- ・判断の手法
利用調査票に「体格」の欄を追加する。
ケアマネ及び包括職員による身長、体重等の聞取りの結果、市で判断する。

4 変更内容の実施時期

平成 31 年 4 月 1 日から

※ BMI とは

体格指数のことであり、その値の計算方法は次のとおりです。

「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)＝BMI」

茨木市配食サービス事業利用承認申請書

(申請先) 茨木市長

配食サービス事業を利用したいので申請します。

平成 年 月 日

ふりがな			
利用者氏名			
利用者住所	〒 茨木市		
電話番号			
生年月日	明治・大正・昭和・西暦 年 月 日 (歳)		
委任状 配食サービスの利用承認申請を下記代理人に委任します。 代理人 所在地 団体名 代表者 委任者 住 所 (利用者) 氏 名 印			
同意書 サービス利用料の確定審査に必要なときは、私の世帯の住民登録、課税状況及び生活保護受給の有無について、茨木市長が住民基本台帳、市民税課税台帳及び生活保護に関する事務の関係書類で確認することに同意します。 生計中心者氏名 印 サービス利用料は、サービスの提供を受けた際に、サービス業者の請求に基づき直接支払います。 サービスを利用するに当たり、介護支援専門員又は地域包括支援センターの職員の面接を受けることに同意します。 サービス利用料の審査に必要なときは、私の世帯の住民登録について、茨木市長が住民基本台帳で確認することに同意します。 利用者氏名 印			

担当課使用欄

1 受給者番号 No

2 要介護度 未認定・申請中・自立・事業対象者・要支援(1・2)・要介護(1・2・3・4・5)

配食サービス利用調査票	調査日	平成 年 月 日	利用種別	新規・変更	普通・至急
-------------	-----	-------------------	------	-------	-------

普通・至急

紙おむつ等支給サービス

問合せ先 → 長寿介護課

在宅で紙おむつ等を使用している高齢者に対し、紙おむつ等を支給し、介護及び健康に関する相談を行うことにより、家族の経済的・身体的・精神的負担の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続及び向上を図ります。

対 象 者	要介護認定で要介護3～5と判定され、在宅で介護を受け、紙おむつ等を使用しているおおむね65歳以上のかたで、生計中心者の市町村民税が非課税のかた（生活保護世帯は対象外） ※住民票上は別世帯であっても、同居者に市町村民税が課税のかたがいる場合は、対象外となります。
支 給 内 容	紙おむつ、尿取りパッド、使い捨て手袋、清拭剤
支 給 方 法	1か月上限6,250円までの介護用品と交換できる給付券を交付。 市内の契約薬局・薬店がご希望の介護用品をご自宅にお届けします。

ごいっしょサービス

問合せ先 → 長寿介護課

在宅で生活する認知症高齢者が外出する際の付き添いや医療機関の通院時の院内介助、ご家族が外出等する際の認知症高齢者の見守りを行います。

対 象 者	おおむね65歳以上の在宅で生活をしている要支援・要介護認定者で、認定調査結果の認知症高齢者日常生活自立度がランクⅡ～Ⅲのかた
利 用 時 間	1日2時間以内、1か月10時間以内
利 用 料	1時間につき500円

※支援業務は市契約業者が行います。

福祉タクシー料金助成

問合せ先 → 長寿介護課

外出の促進と引きこもりの予防を図るため、タクシー利用券を交付します。

対 象 者 (1～6の いずれにも 該当するか た)	1	おおむね65歳以上
	2	利用者本人が市民税非課税又は生活保護を受給
	3	要介護認定で要介護1～5の判定
	4	病院に入院していない
	5	施設に入所していない（有料老人ホーム・サービス付高齢者向け住宅を除く）
	6	重度障害者福祉タクシー（障害福祉課の事業）を利用していない
助 成 額	1	乗車につき上限500円
交 付 数	1	か月当たり4枚で、申請月からの当該年度分を一括交付

緊急通報装置設置

問合せ先 → 長寿介護課

電話による緊急事態の連絡を行うことが困難と認められるおおむね65歳以上のひとり暮らしのかた等の住居に緊急通報装置を設置し、24時間体制で安全を提供します。

対 象 者	市町村民税非課税世帯 又は生活保護受給世帯	無料
	本人が市町村民税非課税で同居世帯に課税者がいるか た又は、本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額 が200万円未満のかた	50パーセント
	本人が市町村民税課税で前年の合計所得金額が200 万円以上のかた	100パーセント
	※住民票上は別世帯であっても、同居者がいる場合は同居者の市町村民税の 課税状況によって利用料が変わることがあります。	
そ の 他	緊急通報装置からの通報は、市が業務を委託する警備会社に繋がります。緊 急時に備え、サービス利用中は警備会社に合鍵を預託していただきます。 また、電話回線の種類によりご利用できない場合（IP電話回線等）があり ます。 詳しくは長寿介護課にお尋ねください。	



緊急通報装置機器

日中過ごされる部屋などに
取り付けます。
取り付けはアナログ回線を
前提としています。



ペンダント

ボタンを押すと機器本体を
通して緊急通報が発信されます。



熱感知センサー

部屋の出入り口などに取り
付けて活動していることを感知
します。24時間熱感知がなければ
警備会社に通報されます。

介護保険サービス対象外の軽作業を支援します。

対 象 者	おおむね65歳以上のひとり暮らし又は高齢者世帯で要介護1～5のかた
支 援 内 容	ごみ出し、庭の除草、日常生活で使用していない部屋の掃除、窓ガラス及び網戸の清掃、軽易な家具の移動、季節の家庭用器具及び衣類の入替え、電球、蛍光灯その他の証明器具の部品の取替え、代筆、代読、その他。
利 用 時 間	1回30分以内 1か月2回以内
利 用 料	1回150円（市町村民税非課税者又は生活保護受給者）、 1回250円（市町村民税課税者）